

奈良市包括的道路維持管理業務委託

公募型プロポーザル方式実施要領

令和8年度

奈良市建設部道路維持課

この「奈良市包括的道路維持管理業務委託公募型プロポーザル方式実施要領」（以下「本要領」という。）は、奈良市（以下「発注者」という。）が実施する奈良市包括的道路維持管理業務委託（以下「本業務」という。）を受注する民間事業者（以下「受注者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものである。

また、本要領は、本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するものであり、以下の書類で一体を成すものである。（これらの書類を総称して、以下「プロポーザル実施要領等」という。）

- ① 奈良市包括的道路維持管理業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領
- ② 奈良市包括的道路維持管理業務委託 要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ③ 奈良市包括的道路維持管理業務委託 リスク分担表（別紙１）
- ④ 奈良市包括的道路維持管理業務委託 モニタリング手順書（別紙２）
- ⑤ 奈良市包括的道路維持管理業務委託 提案書作成要領（別紙３）
- ⑥ 奈良市包括的道路維持管理業務委託 様式集
- ⑦ 奈良市包括的道路維持管理業務委託 契約書（案）
- ⑧ その他、発注者が公表した書類（質疑回答含む）

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容、目的等を十分に理解したうえで、必要な書類を作成、提出することとする。

# 目 次

## 第1章 総則

1 業務の趣旨.....	1
2 目的.....	1

## 第2章 業務概要

1 業務件名.....	2
2 対象区域.....	2
3 業務範囲.....	2
4 業務内容.....	2
5 履行期間等.....	2
6 委託料等.....	3
7 事業者の選定方法.....	3
8 法令等の遵守.....	3

## 第3章 本プロポーザル参加に関する条件等

1 参加資格.....	4
2 募集に関する留意事項.....	5

## 第4章 本プロポーザルのスケジュール及び各種手続き

1 各種スケジュール及び手続方法.....	8
2 プロポーザル実施要領等の公表.....	9
3 プロポーザル実施要領等に関する質問の受付.....	9
4 プロポーザル実施要領等に関する質問への回答公表.....	9
5 一次審査資料の受付.....	9
6 一次審査.....	11
7 一次審査結果の送付.....	11
8 二次審査資料の受付.....	11
9 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）.....	12
10 参加の辞退.....	13

## 第5章 審査

1 審査委員会の設置.....	14
2 一次審査.....	14
3 二次審査.....	14
4 受注候補者の公表等.....	17
5 受注候補者選定後の変更等.....	17
6 参加者がいない場合の取扱い.....	17
7 参加者が1者であった場合の取扱い.....	17
8 契約の締結.....	18

## 第1章 総則

### 1 業務の趣旨

古代の中央集権体制である律令制下において、国家基盤の整備に伴い国内道路網の整備が行われてきた。畿内を中心として整備が始められたこれら道路網は、8世紀にさらに発展し、平城京をはじめとする都城内では、排水施設である側溝を伴った条坊道路によって整然とした碁盤の目のような宅地区画が整備され、また、この都城と地方諸国を結ぶための大規模な官道の整備が行われた。特に、七道駅路と呼ばれた東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道の7本の幹線道路は、時代による変遷はあるものの今もなお国道の基本となっている。

これら道路網は、物流の道であるとともに政治的な情報伝達の道でもあり、それを利用するためのシステムも同時に発達した。古代には、緊急通信手段としての「駅制」と使者等の送迎等の交通手段である「伝馬制」の二つのシステムが整えられ、官道沿いには中継地としての「駅家」等の施設も整えられた。

これら道路網の維持管理においては、国家を挙げて整備に努めていたことが奈良時代に施行された「養老宮繕令」の記載に知られており、定期的な補修や重要交通路においては時期を問わず修理を行うことが定められていた。

このように古代から進められた道路網の整備は、その後の時代の変化に応じながらも、国家の重要施策として継続され、物流の手段のみならず情報伝達の手段としても活用されてきたように、現代の道路も人流や物流、情報伝達のために重要な役割を担っている。

道路管理者としては、道路施設の効用を十分に発揮できるよう維持管理に努めていかなければならないが、インフラの老朽化が進行するにもかかわらず、維持管理経費の増大や業務を担う職員の減少等様々な要因により維持管理業務に支障をきたしている。このような状況を打開すべく、費用対効果を見越して効率的かつ効果的に道路施設の包括的な維持管理を実現させるために本業務を実施する。

### 2 目的

本業務は、発注者が所管する道路施設の維持管理に関する各種業務について、受注者のノウハウや創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう性能発注（※1）の手法を導入し、包括的な管理業務を実施することで、道路施設の維持管理業務の効率化（予防保全型管理 ※2）への転換）を促進し、道路施設の安心・安全な利用及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

また、災害発生時及び災害発生のおそれがある場合においては、道路施設の被害拡大防止及び通行機能の確保を図るため、事前巡回、災害緊急巡回、応急対応その他必要な災害対応業務を迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、本業務に要求する業務の水準及び特記事項等は「要求水準書」に示す。

#### ※1) 性能発注

性能発注とは、発注者が要求する性能を満たすことを目的とし、受注者が自ら手法を提案して行う委託方式である。

従来の公共事業においては、発注者が道路施設の構造、資材、施工方法、運営方法等について詳細な仕様を定めて発注（仕様規定型発注）してきた。一方、性能発注は、発注者が要求するサービス水準（性能）を受注者に提示し、サービス水準を遵守するための具体的な方法やプロセス等については、受注者の自由裁量に任せる発注方法である。

#### ※2) 予防保全型管理

予防保全型管理とは、道路施設の損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法である。発注

者は、本業務が実施されることにより、市民等の要望相談等が寄せられる前に、受注者がパトロールを実施し要望相談等に繋がる原因を事前に発見・対応することで、道路施設利用の満足度や市民サービスの向上に繋がることを期待している。

## 第2章 事業概要

### 1 業務件名

奈良市包括的道路維持管理業務委託

### 2 対象区域

本業務の対象区域は、奈良市全域を対象とする。

### 3 業務範囲

本業務の各業務の業務範囲及び各業務の業務範囲の詳細については、「要求水準書」に示す。

### 4 業務内容

#### (1) 事前準備

受注者は、事前準備期間（契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで）に発注者と協議を行い、次の資料を作成し発注者に提出するものとする。

- ① 業務計画書
- ② セルフモニタリング実施計画書
- ③ 業務リスク対策を示した資料

#### (2) 作業実施

実施する各業務は次のとおりとする。

- ① 統括マネジメント業務 ※本項（1）事前準備期間を除く
- ② コールセンター業務
- ③ 巡回業務
- ④ 交通安全確保業務
- ⑤ 災害対応業務
- ⑥ 補修・修繕業務
- ⑦ 案内標識管理業務
- ⑧ 植栽管理業務
- ⑨ 害虫対応業務
- ⑩ 清掃業務
- ⑪ 法定外公共物等管理業務
- ⑫ 埋設管 TV 調査業務

### 5 履行期間等

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年9月30日までとする。なお、実施スケジュールは、次の「表1 履行期間等スケジュール」のとおりとする。

表1 履行期間等スケジュール

業務項目	実施スケジュール
契約締結	令和8年8月下旬(予定)
事前準備	契約締結の翌日から令和8年9月30日まで
作業実施	令和8年10月1日から令和9年9月30日まで
契約終了日	令和9年9月30日

## 6 委託料等

### (1) 委託料の対象

本業務の委託料は、「本章第4項 業務内容」を対象とする。なお、補修・修繕業務については、1件あたり100万円(税込)以下の業務を対象とする。

### (2) 委託料上限額

- ① 令和8年度(契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで)の委託料は、144,500,000円/年(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。  
都祁・月ヶ瀬地区については14,000,000円(消費税及び地方消費税含む)を上限とする。別途必要な場合は、協議とする。
- ② 令和9年度(令和9年4月1日から令和9年9月30日まで)の委託料は、144,500,000円/年(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。  
都祁・月ヶ瀬地区については14,000,000円(消費税及び地方消費税含む)を上限とする。別途必要な場合は、協議すること。
- ③ 発注者は、本業務の委託契約以外に1件あたり100万円(税込)超200万円(税込)以下の工事に係る工事費の予算額は、令和8年度44,500,000円/年、令和9年度44,500,000円/年を上限とし、別途発注とする。なお、上記工事については、工事発注を保証するものではない。

### (3) 委託料の減額

発注者は、受注者が実施する本業務の要求水準を満たしていないことを確認した場合は、契約書(案)第35条及び「要求水準書第3章第3項⑥ セルフモニタリングの実施と報告」の規定により、委託料を減額することができる。

## 7 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

## 8 法令等の遵守

参加者は、本業務の履行にあたり、関係法令及び行政計画・要領・基準類を遵守しなければならない。また、関係法令及び行政計画・要領・基準類の改正等があった場合は、最新の法令等を遵守しなければならない。

### 第3章 本プロポーザル参加に関する条件等

#### 1 参加資格

参加者は、本業務の各業務について要求水準書の水準を満たし、かつ次に掲げる各要件を満たす単独企業若しくは団体（以下、「単独企業」という。）または複数の企業により構成される共同企業体若しくは複数の団体によって構成する共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。

##### (1) 共通事項

単独企業または共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 奈良市建設工事指名競争入札参加資格または令和7・8年度奈良市物品購入等入札参加資格若しくは奈良市企業局物品購入等入札参加資格を有すること。
- ② 公募開始日から契約締結日までの期間に奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領並びに奈良市企業局建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領による入札参加停止措置期間中の者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ⑦ 参加者は、公募開始日において継続して3箇月以上の雇用関係にある統括責任者を1名配置できること。
- ⑧ 参加者は、公募開始日において継続して3箇月以上の雇用関係にある副統括責任者を1名配置できること。
- ⑨ 単独企業は、本業務全体を統括するために必要なマネジメント能力、業務実施体制及び類似業務実績を有し、業務履行管理、緊急時対応及び発注者との連絡調整を統括する責任を負うものとする。  
また、補修・修繕業務その他建設業法に基づく施工を担うため、必要な建設業許可及び一定の施工能力を有すること。
- ⑩ 共同企業体の構成員のうち、主契約企業は、本業務全体を統括するために必要なマネジメント能力、業務実施体制及び類似業務実績を有し、各構成員間の調整、業務履行管理、緊急時対応及び発注者との連絡調整を統括する責任を負うものとする。

また、補修・修繕業務その他建設業法に基づく施工を担う構成員については、必要な建設業許可及び一定の施工能力を有すること。

なお、共同企業体の各構成員は、参加表明時にそれぞれが担当する業務について、必要な資格、許可、技術力及び実績を有する資料を添付し、担当業務区分を明示すること。

- ⑪ 参加者は、総価契約の植栽管理業務のうち、低木定期剪定作業及び中・高木定期剪定作業を実施する場合は、次のいずれかの資格を有する技術者を配置しなければならない。

ア 1級または2級造園施工管理技士

イ 造園技能士1級

## (2) 単独企業における要件

単独企業は、本章第1項(1)共通事項及び次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 単独企業は、奈良県内に本店または支店を有すること。

## (3) 共同企業体における要件

共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)は、本章第1項(1)共通事項及び次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 共同企業体は、2者以上の構成員とし、任意かつ自主的に結成するものであること。
- ② 構成員は、2社以上の企業または団体とし、奈良県内に本店を有する企業または奈良県内に事業所を有する団体を1社以上含むこと。
- ③ 構成員の出資比率は任意とするが、主契約企業が最大出資者であること。また、各構成員の役割分担、責任範囲及び実施体制を明確にすること。
- ④ 参加表明に係る申請書等の提出後について、主契約企業及び構成員の変更は認めない。
- ⑤ 構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ⑥ 共同企業体は、本事業における構成員名義の通帳を作成し、支払い状況が確認できる状況にしておかなければならない。

## 2 募集に関する留意事項

### (1) 公平な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

### (2) 募集の取りやめ等

発注者は、次の場合には当該参加者を参加させず、または募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても発注者はその賠償の責を負わない。

- ① 参加者が連合または不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

### (3) 参加の無効

参加者が提出期限までに参加表明に係る申請書等を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、本プロポーザルへの参加を認めない。

### (4) プロポーザル実施要領等の承諾

参加者は、参加表明書(様式第1号 単独企業または様式第1号-1 共同企業体)の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (5) 費用負担

参加表明書(様式第1号 単独企業または様式第1号-1 共同企業体)及び各提案書の作成及び提出に

係る費用は、参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位等

参加に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(7) 提出書類の取扱い

① 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他発注者が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、発注者は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。提案書等の内容が知的財産権等にあたり第三者への開示を禁止する場合は、欄外等の余白にその旨を記載しておくこと。

② 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替えまたは再提出は、発注者が指示をした場合を除き認めない。

③ 確認書類の提出

発注者は、提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

④ 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加表明書または各提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加を認めない。

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

(9) 提供資料の取扱い

発注者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、発注者の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、または内容を提示したりしてはならない。

(10) 守秘義務

① 受注者は、本業務の遂行上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約満了後または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。

② 本業務の遂行のために発注者が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料及びデータ等は、契約期間満了時または解除時に発注者に返却すること。

(11) 個人情報の取扱い

受注者は、本業務の遂行のために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。

(12) 市内企業の活用

受注者は、本業務の実施にあたり、高年齢者及び障がい者等の安定した雇用の確保に係る事業所を除く市内企業（奈良市内に本店または支店を有する企業）を最大限に活用しなければならない。

(13) 再委託事項に関する事項

受注者は、本業務の一部について協力企業等へ再委託を行う場合は、あらかじめ書面によりその旨を発注者に届出し、承諾を得なければならない。なお、本業務の全部または大部分を一括して再委託してはならない。なお、受注者は、以下に掲げる事項に留意し、再委託を行うこと。

- ① 受注者は、各業務内容の再委託にあたって、適切な管理業務の技術力、執行能力を十分に検討し、奈良市建設業協会等に照会するなどして市内の事業者の活用も検討すること。
- ② 受注者は、再委託を行う場合は、1社以上かつ総価契約金額の30%以上となるようにすること。また、契約後に変更する場合においても、同様に1社以上かつ総価契約金額の30%以上とする。

(14) 参加者の複数企画提案の禁止

参加者は、1つの企画提案しか行うことができない。

(15) その他

発注者は、プロポーザル実施要領等の定めのほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務にかかる市ホームページを通じて参加者に通知する。

また、募集の公表以降にプロポーザル実施要領等を補完または修正する追加資料を発注者が公表した場合は、当該の追加資料を優先するものとする。なお、追加資料の公表は、本業務にかかる市ホームページで行う。

## 第4章 本プロポーザルのスケジュール及び各種手続き

### 1 各種スケジュール及び手続方法

プロポーザル実施要領等の公表から契約締結までの日程、各種手続きの方法は、次の「表3 各種スケジュール表及び手続方法」のとおりとする。ただし、下記スケジュールについては、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表3 各種スケジュール及び手続方法

スケジュール	時期	手続方法
① プロポーザル実施要領等の公表及び公募期間	令和8年6月1日(月) から 令和8年6月30日(火) まで	HP
② プロポーザル実施要領等に関する質問の受付	令和8年6月1日(月) から 令和8年6月10日(水) まで	電子メール
③ プロポーザル実施要領等に対する質問の回答	令和8年6月12日(金) (予定)	HP
④ 一次審査資料の受付	令和8年6月1日(月) から 令和8年6月15日(月) まで	持参
⑤ 一次審査結果の送付	令和8年6月17日(水) (予定)	電子メール
⑥ 二次審査資料の受付	令和8年6月17日(水) から 令和8年6月30日(火) まで	持参
⑦ 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年7月下旬(予定)	—
⑧ 審査結果の通知	令和8年8月上旬(予定)	電子メール 及びHP
⑨ 審査結果の公表	令和8年8月中旬(予定)	電子メール 及びHP
⑩ 契約締結	令和8年8月下旬(予定)	—

※電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

(1) 各種手続きに係る持参場所（以下「持参場所」という。）及び受付時間については、下記のとおりとする。

① 持参場所：奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路維持課（中央棟4階）

② 受付時間：閉庁日を除く午前9時から午後5時（午後0時から午後1時を除く）まで

(2) 発注者は、募集に関して新たに通知が必要な事項が生じた場合について、その内容を市ホームページに掲載するものとする。

## 2 プロポーザル実施要領等の公表

(1) 公表期間：令和8年6月1日（月）午前9時から令和8年6月30日（火）午後5時まで

(2) 公表方法

発注者は、市ホームページにおいてプロポーザル実施要領等を公表する。参加者は、市ホームページで公表されたプロポーザル実施要領等をダウンロードし、各種資料等の内容を確認し、本プロポーザルの参加に必要な提出書類を作成すること。

## 3 プロポーザル実施要領等に関する質問の受付

(1) 質問の受付期間：令和8年6月1日（月）午前9時から令和8年6月10日（水）午後5時まで

(2) 受付方法

参加者は、プロポーザル実施要領等に関して質問がある場合は、質問書（様式第9号 単独企業 または様式第9号-1 共同企業体）に必要な事項を記入し、件名を「プロポーザル実施要領等に関する質問（企業名）」（「」を除く。）として、下記メールアドレスに電子メールにより送付すること。

なお、その他の方法による質問は認めない。

メールアドレス：douroiji@city.nara.lg.jp

## 4 プロポーザル実施要領等に関する質問への回答公表

プロポーザル実施要領等に関する質問への回答は、令和8年6月12日（金）（予定）までに市ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに電子メールにより回答する。また、回答の公表にあたっては質問者を匿名とする。

## 5 一次審査資料の受付

参加者は、次の「表4 一次審査参加表明に係る申請書等一覧」の書類及び下記の添付書類（以下「一次審査参加表明に係る申請書等」という。）を提出期限内に提出すること。

(1) 一次審査に係る参加表明

参加を希望する単独企業または共同企業体は、次の「表4 一次審査参加表明に係る申請書等一覧」を参照し、各種必要部数を作成したうえで募集期間内に提出し一次審査を受けること。

表4 一次審査参加表明に係る申請書等一覧

申請書名	提出様式	
	単独企業	共同企業体
参加表明書	様式第1号 単独企業	様式第1号-1 共同企業体
会社概要 ※商業登記簿謄本又は登記事項証明書及び定款の添付	様式第2号 単独企業	様式第2号-1 共同企業体
営業所等作業拠点表	様式第3号 単独企業	様式第3号-1 共同企業体
受託実績表 ※受託実績が確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付	様式第4号 単独企業	様式第4号-1 共同企業体
配置予定技術者の保有資格及び業務実績	様式第5号 単独企業	様式第5号-1 共同企業体
誓約書	様式第6号 単独企業	様式第6号-1 共同企業体
経常建設共同企業体協定書		様式第7号共同企業体
委任状		様式第8号共同企業体
添付資料	任意様式	任意様式

## (2) 添付書類

一次審査に係る添付書類は、単独企業または共同企業体の各構成員に係る、次の項目を記載した書類とする。(様式のないものについては任意様式)

- ① 団体の定款及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)[登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の3ヶ月以内に交付されたもの]
- ② 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類(但し、今年度に結成された団体については不要)
- ③ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- ④ 団体の役員名簿(様式第11号)
- ⑤ 団体が直近年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書(納税証明書又は非課税証明書等)
- ⑥ 団体の代表者(※)が令和7年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書(納税証明書又は非課税証明書等)(※あくまで団体を代表する者、例えば代表取締役社長等に限り、奈良支店長や近畿地区支配人等はこれに該当しないので注意すること。)
- ⑦ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者とならない旨の誓約書(様式第12号)
- ⑧ 瑕疵担保力(損害賠償保険の加入等)
- ⑨ 倫理観(I SO 1 4 0 0 1等の取得状況等社会的貢献度)
- ⑩ 建設業の場合は「経営事項審査」結果
- ⑪ その他の業種の場合は「経営事項審査」に準じる企業の健全性を示す資料

## (3) 提出期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月15日(月)の閉庁日を除く午前9時から午後5時(午後0時から午後1時を除く)まで

#### (4) 提出部数

一次審査参加表明に係る申請書等 15部（正本1部、副本14部）

#### (5) 提出方法

持参場所に直接持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。共同企業体が提出する場合は、提出時に委任状（様式第8号共同企業体）を併せて持参すること。

### 6 一次審査

前項で提出された一次審査参加表明に係る申請書等の内容については、「第5章第2項 一次審査」に示す評価対象及び評価項目に基づいて審査する。

### 7 一次審査結果の送付

一次審査の結果は、令和8年6月17日（水）（予定）に単独企業または共同企業体の主契約企業に対し電子メールにより通知する。この場合において、一次審査を通過できない参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

### 8 二次審査資料の受付

一次審査を通過した参加者は、次に掲げる資料を別紙3の「提案書作成要領」に従い作成し、下記のとおり提出すること。

#### (1) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に係る提出資料

一次審査を通過した単独企業または共同企業体は、次の「表5 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に係る提出書類等一覧」に掲げる書類（以下「二次審査に係る提案書等」という。）を提出し、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を経た後、最も優秀な評価を受けた提案書の単独企業または共同企業体を受注候補者として選定する。

なお、採用された単独企業または共同企業体の資料については、発注者が提案内容を対外的に説明する必要があるため、原則開示することとする。

ただし、公知とはいえない事業者独自のノウハウ等、公開することで事業優位性が損なわれる情報等については、受注者と協議のうえ、不開示とすることができる。

表5 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に係る提出書類等一覧

書類名	二次審査に係る書類内容
業務方針に関する提案書 (提案書様式第1号)	① 本業務への取組方針（提案書様式第1号-1） ② 類似業務で培った知見活用（提案書様式第1号-2） ③ 本業務の実施体制（提案書様式第1号-3） ④ 各業務の実施計画（提案書様式第1号-4） 上記提案書を総称して、（以下「(様式第1号)」という。）
見積書（総価契約） (提案書様式第2号)	見積書には、本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書を合わせて添付すること。なお、見積書は委託料上限額の範囲内で提示すること。

<p>特定テーマに関する提案 (提案書様式第3号)</p>	<p>特定テーマに対し、履行期間内の実現可能な提案及び対応を記述すること。</p> <p>①【予防保全型道路マネジメントの高度化に関する提案】 (提案書様式第3号-1)</p> <p>②【市民通報対応の高度化による市民サービス向上の提案】 (提案書様式第3号-2)</p> <p>③【災害時及び緊急時における対応体制の強化に関する提案】 (提案書様式第3号-3)</p> <p>④【地域建設業と連携した持続可能な維持管理体制の構築についての提案】 (提案書様式第3号-4)</p> <p>※上記提案書を総称して、(以下「提案書様式第3号」という。)</p>
-----------------------------------	--

① 業務方針に関する提案書

参加者は、別紙3の「提案書作成要領」に基づき、業務方針に関する提案書(提案書様式第1号)を作成すること。

② 見積書

参加者は、別紙3の「提案書作成要領」に基づき、本事業の総価契約に係る一切の経費を含み見積書(提案書様式第2号)を作成し、算出根拠を示した内訳書を合わせて添付すること。なお、見積書は委託料上限額の範囲内で提示すること。

③ 特定テーマに関する提案書

特定テーマは、次の4つの項目とする。参加者は、本業務の履行期間内においてどのような提案及び対応が実施可能か、別紙3の「提案書作成要領」に基づき、特定テーマに関する提案書(提案書様式第3号)を作成すること。

ア 予防保全型道路マネジメントの高度化に関する提案(提案書様式第3号-1)

イ 市民通報対応の高度化による市民サービス向上の提案(提案書様式第3号-2)

ウ 災害時及び緊急時における対応体制の強化に関する提案(提案書様式第3号-3)

エ 地域建設業と連携した持続可能な維持管理体制の構築についての提案(提案書様式第3号-4)

(2) 提出期間

令和8年6月17日(水)から令和8年6月30日(火)の閉庁日を除く午前9時から午後5時(午後0時から午後1時を除く)まで

① 提出部数：二次審査に係る提案書等 15部(正本1部、副本14部)

② 提出方法：持参場所に直接持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

9 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

提出された「表5 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)に係る提出書類一覧」について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「第5章第3項 二次審査」に示す評価対象及び評価項目に基づいて審査する。

参加者は、説明の際にパソコン等を使用する場合は、参加者で持参し設置すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、発注者が用意する。

(1) 審査日時：令和8年7月下旬予定(実施時期については後日通知する。)

## (2) 出席者

二次審査に出席する説明者は、単独企業または共同企業体（主契約企業と構成員）から選出した者3名以内とする。審査委員の質問に対する回答は、配置予定の統括責任者が主体となって説明すること。なお、出席者は、参加者である単独企業若しくは共同企業体の構成員以外の者の出席は認めない。プレゼンテーション当日に、社員証及び3ヶ月以上の直接かつ恒久的な雇用関係を証明するものの提示を求めることとする。

また、プレゼンテーション及びヒアリングは45分とし、以下の時間配分とする。既定のプレゼンテーション時間を超過した場合は、直ちに終了する。ただし、ヒアリングについては持ち時間を延長する場合がある。

- ① 入室・準備 5分
- ② プレゼンテーション 15分
- ③ ヒアリング（質疑応答） 20分
- ④ 片付け・退席 5分

## 10 参加の辞退

参加者は、プロポーザル参加に伴う参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、次の提出期限までに辞退届（様式第10号 単独企業または様式第10号—1 共同企業体）を提出すること。

### (1) 辞退届の受付

- ① 一次審査前：参加表明書提出後から令和8年6月15日（月）まで
- ② 二次審査前：一次審査結果の通知後から令和8年6月30日（火）まで  
※それぞれ閉庁日を除く午前9時から午後5時（午後0時から午後1時を除く）まで

### (2) 提出方法

- ① 持参場所に直接持参により提出すること。

## 第5章 審査

### 1 審査委員会の設置

発注者は、本要領により受注候補者の選定を実施するため、「奈良市包括的道路維持管理業務委託の実施に係るプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、「本章第2項 一次審査」及び「本章第3項 二次審査」に掲げる評価基準に基づき提案書等の審査を行う。なお、参加者がプロポーザル実施要領等の公表から受注候補者の選定までの間に、本業務について委員会の委員に直接または間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

### 2 一次審査

発注者は、次の「表6 一次審査通過者を選定するための評価基準表」に基づき、提出された一次参加表明に係る申請書等の内容について書類審査を行い、委員会の総合的な評価及び審査を経て、一次審査通過者を選定する。

なお、共同企業体の場合、③地域精通度及び④経験・当該業務の運営能力については、構成員全ての者について評価し、その平均点を評価点とする。

一次審査結果の通知は、単独企業または共同企業体の主契約企業に対し書面により通知する。

表6 一次審査通過者を選定するための評価基準表

評価項目	評価の視点	配点
① 企業規模 (配点 5)	企業または団体の規模等が、今回の業務を行うにあたって適当か	5
② 業務遂行力 (配点 10)	本業務に有益な有資格者が配置されているか ア 配置予定技術者（統括責任者、副統括責任者）の保有資格及び業務実績 イ 上記以外の技術者の保有資格及び業務実績	10
③ 地域精通度 (配点 25)	次のいずれかに該当 ア 奈良市内に本店または支店がある (配点 20点) イ 奈良県内に本店または支店がある (配点 10点) 奈良市内に作業拠点がある (配点 5点)	25
④ 経験・当該業務の運営能力 (配点 20)	次のいずれかに該当 ア 今回の業務に活かせる奈良市発注の類似業務及び奈良市以外の行政等（民間含む）の類似業務のいずれも実績がある (配点 20点) イ 今回の業務に活かせる奈良市以外の行政等（民間含む）の類似業務実績がある (配点 10点)	20
合計		60

### 3 二次審査

#### (1) 審査方法

二次審査は、第4章第8項により提出された二次審査に係る提案書等を次の「表7-1 受注候補者を選定するための評価基準表【基礎評価】」及び「表7-2 受注候補者を選定するための特定テーマ評価基準表」に基づき評価項目ごとに点数化し、各委員の総合評価点の和（以下「評価値」という。）によって評価順位を決定するとともに、最も高い提案を最優秀提案として、当該の提案を行った者を受注候補者として選定する。また、次に高い提案を行った者を次点候補者とする。ただし、評価値を委員会の委員の数

で除した評価点が150点未満であれば選定しない。

なお、評価値が同点で受注候補者が2以上となった場合は「表7-2 受注候補者を選定するための特定テーマ評価基準表」に基づき評価項目ごとに点数化した合計評価点が高い提案を行った者を受注候補者として選定する。この場合において「表7-2 受注候補者を選定するための特定テーマ評価基準表」に基づき評価項目ごとに点数化した合計評価点と同点であるときは、委員会に諮って受注候補者として選定する。また、次点候補者についても同様とする。

表7-1 受注候補者を選定するための評価基準表【基礎評価】

評価項目		評価の視点	配点
①本業務への取組方針 (配点10)	本業務の理解と取組方針	・本業務の趣旨を把握しているか (性能発注、予防保全型管理、官民連携)	10
②類似業務で培った 知見活用(配点10)	本業務へのフィードバック	・履行実績から見出された課題点及び問題点とその改善策を実現可能なものとして提案できているか	10
③本業務の実施体制 (配点10)	人員配置計画及び地域への配慮等	・本業務の実施に必要な組織体制と人員配置計画(平日、休日、夜間、緊急時の各体制)となっているか ・本業務の実施にあたり地域住民の生活環境への配慮等している計画となっているか ・本業務の履行にあたって必要な施設・機材・材料の手配ができているか	10
(総価契約) ④各業務の実施計画 (配点60)	統括マネジメント業務	・統括責任者がマネジメント力を有する知識及び経験があり、迅速な意思決定ができる配置計画となっているか ・統括マネジメント業務の位置づけ、役割及び効果についての的確に述べられているか	20
	コールセンター業務	連絡調整が遅延なく実行できる提案となっているか	20
	補修・修繕業務等維持管理業務 ア 巡回業務 イ 交通安全確保業務 ウ 災害対応業務 エ 補修・修繕業務 オ 案内標識管理業務 カ 植栽管理業務 キ 害虫対応業務 ク 清掃業務 ケ 法定外公共物等管理業務 コ 埋設管 TV 調査業務	・住民対応・事故対応業務について迅速かつ円滑な対応ができる体制となっているか ・緊急作業について迅速な対応が可能な体制になっているか ・補修・修繕について円滑な工事が実施できる体制になっているか。また、安全管理、労働安全衛生についての的確に述べられているか ・現場状況に応じた経験豊富な有資格者が配置されているか ・災害時・緊急時において人員及び資器材の確保計画、地元企業の役割が述べられているか ・本市の危機管理・安全対策におけるポイントを十分に把握し、適切な提案内容となっているか ・現場からの支援要請に対する組織的なバックアッ	20

		プ体制は十分か	
⑤見積金額 (配点10)	維持管理経費の適正化	実効性の認められる適切な価格設定であり、かつ委託料上限額の範囲内に抑えられているか	10
合計			100

表7-2 受注候補者を選定するための特定テーマ評価基準表

特定テーマ：各特定テーマに対し、履行期間内の実現可能な提案及び対応を記述すること。			
特定テーマ	評価の視点	各配点	配点
①【予防保全型道路マネジメントの高度化に関する提案】 本業務では、道路施設の長寿命化及び維持管理コストの平準化を図るため、事後保全から予防保全への転換が求められている。については、本市の道路ストックを効率的に維持するため、点検・巡回・通報情報等のデータを活用した予防保全型道路マネジメントの高度化手法を提案すること。	データ収集・管理の具体性	10	40
	劣化把握・分析手法の妥当性	10	
	修繕優先順位設定の合理性	10	
	運用継続性・実現可能性	10	
②【市民通報対応の高度化による市民サービス向上の提案】 本業務では、市民からの通報や要望に迅速かつ適切に対応し、道路の安全性及び利便性の向上を図ることが求められている。については、市民通報の受付から対応完了までの一連の業務について、効率化及び迅速化を図るとともに、市民サービス向上に資する具体的手法について提案すること。	受付・対応フローの明確性	10	40
	迅速対応の仕組み	10	
	情報共有・管理手法の有効性	10	
	市民サービス向上への寄与	10	
③【災害時及び緊急時における対応体制の強化に関する提案】 本業務では、災害及び事故等の発生時において、道路利用者の安全確保及び道路機能の早期回復が求められている。 については、災害時及び緊急時における迅速かつ的確な対応体制について、具体的な実施方法を提案すること。	初動対応体制の実効性	10	40
	人員・資機材の確保体制	10	
	巡回・点検の実施方法	10	
	発注者及び関係機関との連携方法	10	
④【地域建設業と連携した持続可能な維持管理体制の構築についての提案】 本業務では、将来的な担い手不足を見据	地域企業活用の具体性	10	40
	連携体制の明確性	10	

え、地域建設業との連携による持続可能な維持管理体制の構築が求められている。については、地域企業との連携を図りつつ、効率的かつ継続的に業務を実施するための体制及び具体的手法について提案すること。	担い手確保・育成への取組	10	
	持続可能性の確保	10	
合計			160

#### 4 受注候補者の公表等

二次審査の結果は、単独企業または共同企業体の主契約企業に対し電子メールでの通知及び市ホームページで公表する。また、公表内容については、次のとおりとする。

なお、選定結果に対する質疑及び異議等には、一切応じない。

- (1) 受注候補者等
- (2) 採点表

#### 5 受注候補者選定後の変更等

- (1) 受注候補者の変更

発注者は、委託契約締結までに受注候補者が下記の事由に該当する場合には、次点候補者を受注候補者とすることができる。

- ① 受注候補者（共同企業体の場合は各構成員）が、本要領に掲げる参加資格を満たさなくなったと発注者が判断した場合
- ② 受注候補者の提案内容が、本要領に記載する条件に反することが判明した場合
- ③ 受注候補者が、事業遂行に必要な手続きを行わない場合
- ④ 最優秀提案の参加者が本契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により本業務の契約締結が不可能となったとき

- (2) 提案内容の変更

受注候補者の決定後、法令等の改正その他やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、受注候補者は、発注者に対し提案趣旨を損なわない範囲に限り、提案内容の変更を申し入れることができることとする。

また、事業内容の向上等を目的とした変更について、受注候補者は、発注者に対して提案することができるが、発注者において変更の可否を判断する。

#### 6 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、発注者はその旨を速やかに市ホームページで公表する。

#### 7 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も、「本章第2項 一次審査」及び「本章第3項 二次審査」に従い審査を行い、評価値を委員の数で除した評価点が150点以上あれば受注候補者とする。

## 8 契約の締結

発注者は、委員会による審査結果を踏まえ、受注候補者として選定された参加者と本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。契約交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点候補者と契約交渉を行う。契約内容については、プロポーザル実施要領等及び提出された提案書等に基づくものとする。

奈良市包括的道路維持管理業務委託

奈良市 建設部 道路維持課（中央棟4階）

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-5387

メールアドレス：douroiji@city.nara.lg.jp